

指定市町村事務受託法人への委託について

下記の指定市町村事務受託法人に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第10条に規定する事務を委託したので、同法第11条の2第4項の規定により、公示する。

令和 8 年 6 月 11 日

東大和市長 和地 仁美

記

1 委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

公益財団法人 東京都福祉保健財団
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

公益財団法人 東京都福祉保健財団
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
理事長 早川 剛生

3 委託期間

令和8年5月28日から令和9年3月31日まで

4 委託する市町村事務の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づく事務